

三重県造林補助事業完了検査要領

林業第184号
昭和54年5月28日

最終改正
農林水第30-185号
令和6年8月1日

I 目的

この要領は、三重県造林補助事業実施及び補助金交付要領(以下「交付要領」という。)第4の2に規定する完了検査(以下「検査」という。)について、必要な事項を定める。

II 検査員

- 1 検査は、検査員が行う。
- 2 検査員は、農林(水産)事務所長(以下「所長」という。)が命じた者とする。
- 3 検査員は、検査を実施する事業主体に対して、第1号様式により通知する。
- 4 検査員は、検査の実施後、速やかに検査復命を行う。

III 検査の方法

- 1 検査は、申請のあった施行地1箇所ごとに、書類検査及び現地検査により行う。
- 2 書類検査は、申請された施行地すべてを対象に実施する。
- 3 現地検査は、Vの第1の1により選定した施行地において、申請者又はそれらの代理人の立会のうえ、検査員2名以上で実施する。ただし、地球測位システム(GNSS)の位置情報等を活用して確実に現地検査を実施したことが確認できる場合は、1名体制により実施することができる。
- 4 デジタルオルソ画像(交付要領別表2のフに係る写真、動画を含む。(以下、「オルソ画像等」という。))又は点群データ(以下、「電子データ」という。)が添付された申請に限り、Vに定める内容について、電子データにより確認できる場合は現地検査を省略することができる。
- 5 森林作業道整備において測量結果のデータをGISデータで提出し、かつ、地山勾配を航空レーザー測量成果の傾斜区分データから取得した場合は、地山勾配に係る現地検査を省略することができる。

IV 書類検査

書類検査は、申請書及び関係書類により、その記載内容等が造林補助事業関係要領等に定める採択要件に合致していること及び事業が適切に実施されていることなどを確認し、検査内容等を書類検査調書(別表1)に記入する。確認に当たっては、以下の第1から第14の項目については記載の方法によるものとする。

第1 申請種別

申請種別の適否の判断は、次のとおりに行う。

(1) 受託申請

事業主体と森林所有者の間で受委託契約が締結されていること。

なお、事業主体が請負者として森林所有者と締結した請負契約は、受委託契約に該当しない。

(2)代理申請

- ア 補助金の代理申請に関する委任状があること。
- イ 委任状の年月日、記載内容等が適切であること。

(3)直接申請

- (1)又は(2)に該当しないものについては、直接申請とする。

第2 森林所有者及び施行地の所在

施行地の森林所有者及び地番は、次の書類のいずれかにより確認する。

- (1)不動産登記簿謄本又は写し
- (2)土地課税台帳(課税資産内訳書等を含む)又は写し
- (3)受託契約書
- (4)事業主体、森林所有者、地方公共団体が締結する森林整備に関する協定書又は写し
- (5)特定間伐等促進計画又は写し
- (6)森林経営計画書又は写し
- (7)経営管理実施権配分計画又は写し

第3 施業完了年月日

- 1 施業完了年月日の確認は、造林補助事業完了届及び日報により確認する。

なお、上記の書類以外で確認した場合には、その方法(書類名)について、検査復命時に明らかにしておくこと。

- 2 申請年月日からさかのぼりおおむね1年以内の完了であることを確認する。

第4 面積

面積の確認は、IXの第1の2のGIS等登録情報がない場合、又は、同項において同一と認められなかった場合は、当該申請の施行地数の1/10以上に相当する数の施行地を無作為に抽出し、測量結果のデータから面積を確認する。

第5 各種法令及び計画

森林法等の各種法令及び市町村森林整備計画、森林経営計画、特定間伐等促進計画、経営管理実施権配分計画等と照らし合わせて、申請内容が適切であること及び造林補助事業関係要領等に適合しているかを確認する。

第6 使用資材

- 1 苗木については、購入伝票、配布事業者表示票等により樹種、品種及び本数を確認する。
 - (1)苗木以外の資材については、購入伝票等により資材名及び数量を確認する。
 - (2)上記以外の方法で確認した場合には、検査復命時に明らかにしておくこと。
- 2 鳥獣害防止施設等整備の資材については、納入伝票等により数量及び造林事業標準単価表に示された規格と同等以上のものであることを確認する。

第7 間伐、更新伐の伐採木の搬出材積等

間伐、更新伐については、搬出材積集計表及び証明書等の証拠書類により、1ha当たりの伐採木の搬出材積を確認する。

第8 保育間伐、間伐、更新伐、一貫作業の施業間隔

森林環境保全直接支援事業等の国の補助による造林事業(以下、「国補造林事業」という。)における保育間伐、間伐、更新伐及び一貫作業の施行地においては、前年度の末日からさかのぼって5年以内に同一施行地において国補造林事業(非公共事業等を含む。)による除伐、保育間伐、間伐(間伐と同等の施業を含む。)、更新伐及び枝打ち(一貫作業の場合に限る。)を実施していないことを、過去の補助金交付申請書や実績報告書等により確認する。

第9 森林作業道の復旧における被害状況

森林作業道の復旧の施行地においては、被災前の森林作業道が三重県森林作業道作設指針に適合する森林作業道であることを、三重県造林作業道等実施要領(以下、「作業道等要領」という。)第12に基づく作業道等台帳や現地等から確認する。

第10 現場監督費及び社会保険料等

事業の実行に直接必要な作業が現場労働者により実施され間接費を加算する場合には、施行地ごとに、雇用形態や実質的な管理・監督の有無、社会保険等の加入状況について以下の書類等により確認する。

- (1)雇用契約書
- (2)出勤簿
- (3)現場労働者に対する管理・監督記録簿
- (4)保険料の払い込み済み証明書

第11 事業主体

交付申請書類等につき、次の事項を以下の書類等により確認する。

- 1 事業主体としての要件を満たしていること。
 - (1) 国保全要領別表1に掲げる事業区分の【1 森林環境保全直接支援事業】の【事業主体】に係る次の書類等
 - ア 認定された森林経営計画等
 - イ 人工造林及び樹下植栽等については、伐採及び伐採後の造林の届出書の写し又は森林経営計画等に係る伐採等の届出書等の写し若しくは伐採及び伐採後の造林の届出を要しなかったことを示す書類等
 - (2) 国保全要領別表1に掲げる事業区分の【2 特定機能回復事業】の(1)の事業、(2)のア～サの事業、(4)の事業に係る申請の場合は、森林所有者等との間で締結した協定書の写し
 - (3) 事業主体が森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等である場合は、施業実施協定書の写し
 - (4) その他、事業主体の要件を満たすことを示す団体の規約の写し等
- 2 事業主体が森林所有者でない場合又は分収林契約に基づく造林者若しくは育林者として事業を実施する者である場合において、当該事業を実施する権限を有していること。
 - (1) 森林所有者との受委託契約により事業を実施した場合は受委託契約書の写し(事業主体が森林経営計画の認定を受けた者である場合を除く。)
 - (2) 森林所有者等による整備が進み難い森林等について、分収方式による森林施業、同方式解除後の森林施業又は市町のあっせんによる森林施業を実施した場合は分収林契約等の写し
 - (3) その他、事業主体が事業を実施する権限を有することを示す協定書、同意書の写し等
- 3 国保全要領第8の2により事業主体からの委任による補助金の交付申請及び受領(以下、「代理申請」という。)が行われた場合又は事業主体が事業主体以外の者に委託若しくは請け負わ

せて作業を実施した場合には、当該委任等の関係が存在すること。

(1) 事業主体からの代理申請に係る委任状の写し

(2) 事業主体と作業を実施した者との委託又は請負契約書などの写し

第12 三重県型森林ゾーニング

市町村森林整備計画又は森林簿により、施行地のゾーニングが生産林（生産林への変更見込みも含む）であることを確認する。

第13 その他

1申請につき、現地検査の対象施行地の写真を除いた任意の1枚以上の写真については、GNSS データが記録されており、位置が合っているかを確認する。

V 現地検査

現地検査は、以下の項目について、申請書及び関係書類と施行地の完了状況が合致していること、事業が適切に実施されていることなどを確認する。

第1 検査箇所を選定

1 検査箇所は以下のとおり選定するものとする。

(1) 以下のアからウに該当するものについては、全て検査箇所とする。アからウに該当しない施行地にあつては、造林補助事業補助金交付申請書・実績報告書（以下「交付申請書」という。）の施業内容ごと（県単造林事業については交付申請書ごと）に、1/10 以上を無作為に抽出した施行地を検査箇所とし、残りの現地検査を省略することができる。

ア 交付申請者が市町、森林組合及び認定林業事業体のいずれかの場合であつて、1施行地の面積が 10.0ha 以上のもの（ただし、県単造林事業は除く。）

イ 交付申請者がア以外の場合であつて、1施行地の面積が 2.0ha 以上のもの（ただし、県単造林事業は除く。）

ウ 森林作業道のうち開設延長が 1,000m 以上のもの（ただし、県単造林事業は除く。）

(2) (1)のアからウに該当しない施行地であっても以下の場合においては、現地検査を省略することはできない。

a 特殊地拵え及び伐採前特殊地拵えにかかる施行地

b 自家養苗の苗木による造林施行地

2 現地検査の対象施行地を無作為に抽出する場合には、各地域機関の農林（水産）事務所森林・林業室長（以下「森林・林業室長」という。）以外の任意の室長が乱数表に起点を定め、その起点をもとに現地検査箇所を決定する。

3 現地検査の決定に使用した乱数表には、起点を定めた者の署名又は記名押印のうえ、他の検査関係書類と同様に保存しておくこと。

第2 施行地の位置確認

現地検査の施行地の位置が、申請書に示された当該施行地の位置と合致していることを森林計画図や GNSS、GIS 等で確認する。

第3 施行地の区域

1 施行地のうち、造林補助事業の植栽地として認める外周は、当該造林地の外側の植栽木か

らおおむね 2m の範囲内にあり、かつ地拵えが完了している区域とする。

- 2 その他の施行地として造林補助事業で認める外周は、地表かき起こし、芽かき、不用木の除去等当該施業と一体として取扱う樹木を包括する区域とする。

第4 除地

- 1 施行地内にあって、次に該当する区域について1区域の面積が 0.01ha 以上 (100 m²以上)あるものは除地とし、造林補助事業の施行地面積からその面積を控除する。(1区域の面積が 0.01ha 未満であれば、複数箇所あっても除地とする必要はない。)
 - (1)施業の実施不可能地の沢、岩石地、荒廃地、湿地等の区域
 - (2)林道、林業専用道の道路敷、作業ポイントの施設敷
 - (3)森林作業道。ただし、間伐又は更新伐区域内において、森林作業道開設と間伐又は更新伐が同時に実施され、かつ必要最小限幅で開設された森林作業道は含まない。
 - (4)その他、造林補助事業の施行地として認めることが不適當な区域
- 2 道路敷の除地面積は、道路の法先から法尻までの当該路線の平均幅に延長を乗じて算出することができる。
- 3 施設敷の除地面積は、平均幅に延長を乗じて算出することができる。
- 4 残存木の取扱いについては、次のとおりとする。
 - (1)残存木が点在している場合で、造林木の成長に悪影響を与えないと判断できる場合には、除地とする必要はない。
 - (2)広葉樹や枯死木、樹洞木等を生物多様性の観点から主伐時に単木的に保残することで生じる植栽不可能地については、1箇所の面積が 0.01ha 以上であっても査定面積に含めることができるものとするが、その場合の植栽不可能地の面積の合計は1ha 当たり 0.1ha を超えないものとする。
- 5 除地を確認する際は、施業図の照査とあわせて空中写真を活用するなど、確実な把握に努めることとする。

第5 測量の成果

- 1 コンパス等による測量の場合は、2個以上の測線又は対角線並びに方位角及び高低角を実測し、施業図及び測量野帳と照合する。
- 2 GNSS 機器による測量の場合は、2箇所以上の測点の座標を計測し、施業図及び測量野帳と照合する。
- 3 1又は2による照査結果が次の誤差の限度を超えるときは、検査員は申請者に再測量を命じたうえで、その再測量の結果により、合否を判断するものとする。
 - (1)方位角及び高低角の誤差の限度は、2度とする。
 - (2)距離の誤差の限度は、100分の5とする。
 - (3)座標の誤差の限度は、3m とする。

なお、座標の誤差はX座標、Y座標の誤差から算出した斜辺での誤差とし、算出方法は次のとおりとする。

$$\sqrt{(X \text{座標の誤差の} 2 \text{乗} + Y \text{座標の誤差の} 2 \text{乗})} = \text{座標値の誤差 (3m 以内)}$$
- 4 再測量を命じた場合は、当該申請単位の総施行地数の1/10 以上に相当する数の施行地を無作為抽出により追加して、前項、前々項に準じて照合するものとする。また、追加分の照査結果が誤差の限度を超えるときは、順次1/10 以上を追加して照合するものとする。

第6 地拵え(一貫作業による地拵えを含む)の状況

- 1 地拵えの状況については、伐採及び刈払並びに倒木、刈払物の整理がその後の保育作業の実行に支障がなく、成林可能な程度に実施されているかどうかを踏査確認する。
- 2 特殊地拵えについては、前生樹の蓄積及び伐倒・集積・搬出の状況を調査する。
- 3 伐採前特殊地拵えは、副林木の伐採の状況及び副林木に含めて伐採する主林木の割合(主林木のおおむね 20%以内)を確認する。

第7 人工造林、樹下植栽及び一貫作業(伐採、植栽)

- 1 人工造林、樹下植栽及び一貫作業は、1 施行地ごとに以下の箇所を検査する。
 - (1) 交付要領別表2のチの写真撮影箇所のうち1箇所以上
 - (2) 任意の場所で以下のとおり検査を行う。
 - ア 2.0ha未満:1箇所以上
 - イ 2.0ha以上~5.0ha未満:2箇所以上
 - ウ 5.0ha以上:3箇所以上(以降+5haにつき1箇所以上加算)
- 2 植栽本数及び一貫作業による伐採本数は、次のいずれかの方法(以下「本数検査法」という。)により検査する。
 - (1) 施行地内の任意の植列において植栽木 11 本間の延長及びその植列に直角の方向に 11 列間の延長をそれぞれ実測し、植栽木 100 本当たりの面積から ha 当たりの植栽本数を算出する方法
 - (2) 施行地内における施業内容の標準的な箇所で 0.01ha(100 m²) (以下「プロット」という。)を設定し、そのプロット内の全植栽本数及び全伐採本数(一貫作業による伐採の場合に限る)を計測し、計算により植栽本数及び伐採本数を算出する方法
- 3 一貫作業により 2,000 本/ha の植栽を実施した場合は、植栽本数が+5%以内であることを確認する。
- 4 枯損率は、植栽検査対象本数のうちの枯損苗の本数を確認して、枯損苗本数/植栽本数により算出し、枯損率 20%以上は完了と認めない。ただし、枯損率が 20%を上回る場合であっても、枯損の程度、バラツキ、造林者の経営意志等から森林造成上支障がない場合は、枯損していない苗木本数の標準単価を適用して完了と認めることができる。枯損率が 20%未満であるときは、植栽本数をもって査定本数とする。
- 5 1 施行地に適用標準単価の異なる2樹種以上が植栽されている場合は、実測又は樹種別の総植栽本数比率により面積を按分して区分する。
- 6 樹下植栽等の施業のうち、地表かき起しについては、地表かき起しの状況を踏査確認するとともに、支障木除去、不良木淘汰及び不用萌芽の除去については、本数検査法により検査する。

第8 林齢の確認

施行地の林齢については、次により確認する。

- (1) 下刈りについては、当該施行地の植栽時の検査書類等により確認する。
- (2) 保育間伐、間伐及び更新伐については森林簿又は伐根の年輪等により確認する。
- (3) 枝打ちについては、森林簿又は過去における造林補助事業検査調書等により確認する。
- (4) 書類等による確認が困難な場合は、森林所有者の了解を得て現存木の年輪により確認する。

第9 下刈り

下刈りは、雑草木が植栽木の生育を阻害しないように刈払いが行われているかどうか等を検査

する。

第10 保育間伐

保育間伐は、伐採率(伐採本数/伐採前の成立本数)について、1施行地ごとに以下の箇所を検査する。

- (1) 交付要領別表2のチの写真撮影箇所のうち1箇所以上
- (2) 任意の場所で以下のとおり検査を行う。
 - ア 2.0ha 未満：1箇所以上
 - イ 2.0ha 以上～5.0ha 未満：2箇所以上
 - ウ 5.0ha 以上：3箇所以上（以降+5haにつき1箇所以上加算）

第11 間伐、更新伐

間伐、更新伐は、伐採率(伐採本数/伐採前の成立本数)について、1施行地ごとに以下の箇所を検査する。

- (1) 交付要領別表2のチの写真撮影箇所のうち1箇所以上
 - (2) 任意の場所で以下のとおり検査を行う。
 - ア 2.0ha 未満：1箇所以上
 - イ 2.0ha 以上～5.0ha 未満：2箇所以上
 - ウ 5.0ha 以上：3箇所以上（以降+5haにつき1箇所以上加算）
- また、林地の伐根及び樹高等から、出荷伝票に記載された材が当該施行地から搬出されたものであるかを確認する。

第12 森林作業道

1 森林作業道は、延長及び幅員のほか、三重県森林作業道作設指針及び作業道等要領に規定する縦断勾配、切(盛)土法面勾配、地山勾配、簡易構造物の規格・延長等及び当該森林作業道が適切な施工方法により耐久性のある構造となっていること等について検査を実施する。

ただし、丸太組工について施行地内の全ての丸太組工の規格・延長等が提出写真で確認できる場合は、現地検査を省略できるものとする。

- 2 Ⅲの5により現地検査を省略する場合は、提出された路線測量のGISデータをGIS等にアップロードし、傾斜区分データと重ね合わせて傾斜区分ごとの延長を確認する。
- 2 延長は、400m 当たり1箇所以上、測点のうち連続する3測点間以上の距離を検査する。
- 3 2以外の検測を行う箇所は、起点・終点、中間点(200m 当たり1箇所程度)及び検査員の指定する箇所とする。

第13 枝打ち

枝打ちは、1施行地につき以下の箇所で、標準的な立木の打上高及び枝打ち幅、枝打ち実行本数を検査する。

- (1) 交付要領別表2のチの写真撮影箇所のうち1箇所以上
- (2) 任意の場所で以下のとおり検査を行う。
 - ア 2.0ha 未満：1箇所以上
 - イ 2.0ha 以上～5.0ha 未満：2箇所以上
 - ウ 5.0ha 以上：3箇所以上（以降+5haにつき1箇所以上加算）

第14 面的複層林施業による更新伐

面的複層林施業による更新伐は、面的複層林施業の実施について(令和6年3月 29 日5林整第 925 号)の別紙「面的複層林施業の実施方針」に適合しているか検査する。

第15 鳥獣害防止施設

- 1 鳥獣害防護柵については網目の大きさ、支柱間隔及び地上からのネット高さ、防護チェーンについては設置個数及び高さを1施行地ごとに以下の箇所を検査する。
 - (1) 交付要領別表 2 のチの写真撮影箇所のうち 1 箇所以上
 - (2) 任意の場所で以下のとおり検査を行う。
 - ア 2.0ha 未満：1 箇所以上
 - イ 2.0ha 以上～5.0ha 未満：2 箇所以上
 - ウ 5.0ha 以上：3 箇所以上（以降+5haにつき1箇所以上加算）なお、1施行地内に複数の構造(経費)で構成されている鳥獣害防止施設の場合には、全体のうち、最低経費の構造により完了したものとして取り扱う。
- 2 防護柵の延長は測点間距離の実測(1施行地につき3測線以上)により検査する。
- 3 測点間の距離の測量誤差の限度は 100 分の5とする。

第16 標準地の確認

交付要領別表2のチに規定する施業完了状況写真の撮影箇所の検査は、上記のほか、黒板に表示されている「プロットの面積」、「写真撮影方向」等について、現地と相違ないかを確認する。

VI 電子データによる確認

Ⅲの4により現地検査を省略する場合の電子データによる確認方法は、以下の項目によるものとする。

第1 測量成果

オルソ画像により面積計測が行われた場合、提出されたオルソ画像とシェープファイルを森林・林業経営課の指定する Web サイトにインポートし、施行地の位置及び施行範囲と計測範囲に差異がないことを確認する。また、補助対象区域内に除地がないこと及び面積を確認する。

第2 人工造林

- 1 施行地全体の施業完了状況を以下の方法により確認する。
 - (1) オルソ画像により、施行地全体が均一に植栽されていることを確認する。
 - (2) 上記による確認が難しい場合は、施行地内の全域が分かるように撮影した写真や動画等により植栽の状況を確認する。
- 2 植栽本数の確認は、以下のとおりとする。
 - (1) オルソ画像の図上において、Vの第7の2の本数検査法を用いて計測した、植栽木 100 本当たりの面積、またはプロット内の植栽本数から、ha 当たりの植栽本数を算出する。
 - (2) 確認箇所数は、Vの第7の1の(1)と(2)を合計した箇所数とする。

第3 下刈り

施行地全体において、雑草木が植栽木の生育を阻害しないように刈払いが行われているかどうか

か等を、オルソ画像や施行地内の全域が分かるように撮影した写真や動画等により確認する。

第4 林齢の確認

保育間伐、間伐及び更新伐における、伐根の年輪による林齢の確認は、年輪が分かるように撮影された写真により確認する。

第5 保育間伐、間伐、更新伐

- 1 伐採率の確認は、プロットの点群データから、立木及び伐採木の本数を確認し、交付要領別表2のチにより提出された一覧表に記載された伐採率と相違ないか確認する。
- 2 確認するプロットの箇所は、施行地内で測定された全プロットとする。また、伐根から、出荷伝票に記載された材が当該施行地から搬出されたものであるかを確認する。

第6 森林作業道

- 1 起点・終点、中間点、丸太組工が点群データで提出された場合、森林・林業経営課の指定するWebサイトにアップロードし、計測メニューを使い、幅員、地山勾配、切(盛)土法面勾配、規格、延長等について確認する。なお、確認する中間点の数は、Vの第12の3に定める数と同じとし、丸太組工については全数とする。
- 2 地山勾配を航空レーザ測量成果の傾斜区分データから取得した場合、提出された路線測量のGISデータをGIS等にアップロードし、傾斜区分データと重ね合わせて傾斜区分ごとの延長を確認する。

第7 電子データで確認できない場合

電子データの確認を行った結果、以下の項目に該当する場合は、確認できなかった項目について現地で確認する。

- 1 人工造林において、施行地全体が均一に植栽されていることが確認できない場合や、電子データ上において除地の疑いのある部分が確認された場合。
- 2 下刈りにおいて、施行地全体が下刈りされていることが確認できない場合。
- 3 森林作業道において丸太組工の規格・延長等が電子データで確認できない場合。
- 4 その他、検査で確認が必要な項目について、電子データ上では確認が出来ないと検査員が判断した場合。

Ⅶ 検査の認定

- 1 検査の結果、交付要領等の規定に適合していない施行地があった場合、当該施行地は造林補助事業における完了と認めず、不合格である旨を第2号様式により申請者に通知する。
- 2 現地検査において不合格が1施行地でもある場合は、当初抽出した1/10以上の施行地を除き、再度2/10以上の施行地を追加して抽出し、現地検査を実施する。
さらに、再度2/10以上抽出した施行地の現地検査の結果、不合格が1施行地でもある場合には、全数現地検査を実施する。
- 3 検査員は、検査した事項を造林補助事業完了検査調書・造林補助事業補助金指令内訳書(交付要領第9号様式)に記入する。

Ⅷ 検査結果の記録

検査員は以下の内容について、検査結果として記録し、保存するものとする。

第1 実測図又は施業図への記入

実測図又は施業図に下記の事項を朱書きで記入する。

- (1) 検査員が現地検査で踏査した経路
- (2) 検出した測線及び測点
- (3) 検査した標準地のおおよその位置、標準地の寸法及び面積
- (4) 現地で検査した内容(成立本数、伐採本数、伐採率、植栽本数、枯損木、枯損率、樹種、林齢、枝打ち実行本数など)

第2 写真

現地検査を行った際には、標準地等における検査員及び立会人並びに検査状況(測量成果の検査状況、伐採本数、施行状況等)の写真、その他必要と認める写真を撮影し、検査復命時に添付しておくものとする。

なお、これらの写真は原則としてGNSSデータが記録されたものとする。

第3 検査内容の分かる画像等

電子データにより確認した場合は、下記の画像を証拠書類として記録し、検査復命時に添付しておくものとする。

- (1) オルソ画像上で作成したプロットが分かるスクリーンショット画像
- (2) プロットや森林作業道の横断を確認した点群データ等のスクリーンショット画像
- (3) その他、確認に使用した画像

IX その他

第1 GIS等を活用した施行履歴の管理

- 1 検査に合格した施行地については、当該施行地の位置、区域、検査により確定した面積(以下査定面積という)等をGIS等で管理し、次回以降の補助金交付申請及び検査に活用するよう努めるものとする。
- 2 GIS等登録情報のある施行地について申請があった場合は、申請された施行地と当該施行地が同一であることを確認し、査定面積等にGIS等登録情報を活用する。

第2 検査に係る内部牽制機能

検査に係る内部牽制機能を確保し検査の信頼性を向上させるため、複数事務所の立ち会いによる検査の実施に努める。

第3 森林所有者の同意

検査員は事業実施に同意していることについて、1申請当たり1件以上を無作為に抽出し、森林所有者等に確認する。

第4 その他

この要領に定めのない事項については、別途定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和6年8月1日以降に実施する造林補助事業から適用する。

事業主体 様

農林(水産)事務所長

年度造林補助事業完了検査の実施について

このことについて、下記のとおり検査を実施しますので、立会をお願いします。

記

1 事業名

年度 事業(第○回)

2 検査員

所属、役職、氏名

3 検査年月日

年 月 日～ 年 月 日までの間

事業主体 様

農林(水産)事務所長

年度造林補助事業完了検査不合格の施行地について

年 月 日付け 第 号で申請のあった〇〇事業費補助金について、三重県造林補助事業完了検査要領に基づき完了検査を実施したところ、下記の施行地は不合格となりましたので、通知します。

記

1 事業名

年度 事業(第〇回)

2 申請番号

3 森林の所在、森林所有者名

4 施業内容及び面積

5 不合格の理由

(規格A4版)

別表1(IV関係)

年度 第 回 造林補助事業書類検査調書

検査日		立会者		検査者 ^{注2}		申請者名													
補助区分		国補(当初)・国補(補正)・県単(当初)・県単(補正)		事業名		市町名													
申請番号	面積	現地検査	申請方法	事業主体要件	所有者・地番	事業内容	査定区分		林齢 年齢級	現場 監督	社会保 険等の 平均点	三重県 型森林 ゾーン ニング	(環境林の 場合) 生産林 への変更 見込み	伐採届・ 保安林作 業許可等	(保安林の場 合) 指定施業要件 の適合	事前 計画	施業完了 年月日	申請 ・保管 書類	総合 判定
							国補	県単											
	ha	有・無	直接 受託 代理	市町・森林所有者 森林組合等 経営計画策定者 特定間伐実施者 配分計画実施者 その他()	不動産登記簿 土地課税等 受託契約 経営計画 森林整備の協定書 促進計画・配分計画	人工造林・下刈 枝打・保育間伐 間伐・更新伐 一貫作業・鳥獣防止 森林作業道	森林経営計画 適・否 特定間伐促進計画 適・否 実施権配分計画 適・否 効率的施業区域等に おける低コスト造林 ^{※1} 適・否 水源涵養機能 維持増進森林等 ^{※4} 適・否	森林経営計画 適・否 特定間伐促進計画 適・否 実施権配分計画 適・否	年齢級	適・否	点	生産林 ・ 環境林	有 ・ 無	適 ・ 否	適 ・ 否	適 ・ 否		適 ・ 否	適 ・ 否
	ha	有・無	直接 受託 代理	市町・森林所有者 森林組合等 経営計画策定者 特定間伐実施者 配分計画実施者 その他()	不動産登記簿 土地課税等 受託契約 経営計画 森林整備の協定書 促進計画・配分計画	人工造林・下刈 枝打・保育間伐 間伐・更新伐 一貫作業・鳥獣防止 森林作業道	森林経営計画 適・否 特定間伐促進計画 適・否 実施権配分計画 適・否 効率的施業区域等に おける低コスト造林 ^{※1} 適・否 水源涵養機能 維持増進森林等 ^{※4} 適・否	森林経営計画 適・否 特定間伐促進計画 適・否 実施権配分計画 適・否	年齢級	適・否	点	生産林 ・ 環境林	有 ・ 無	適 ・ 否	適 ・ 否	適 ・ 否		適 ・ 否	適 ・ 否
	ha	有・無	直接 受託 代理	市町・森林所有者 森林組合等 経営計画策定者 特定間伐実施者 配分計画実施者 その他()	不動産登記簿 土地課税等 受託契約 経営計画 森林整備の協定書 促進計画・配分計画	人工造林・下刈 枝打・保育間伐 間伐・更新伐 一貫作業・鳥獣防止 森林作業道	森林経営計画 適・否 特定間伐促進計画 適・否 実施権配分計画 適・否 効率的施業区域等に おける低コスト造林 ^{※1} 適・否 水源涵養機能 維持増進森林等 ^{※4} 適・否	森林経営計画 適・否 特定間伐促進計画 適・否 実施権配分計画 適・否	年齢級	適・否	点	生産林 ・ 環境林	有 ・ 無	適 ・ 否	適 ・ 否	適 ・ 否		適 ・ 否	適 ・ 否
	ha	有・無	直接 受託 代理	市町・森林所有者 森林組合等 経営計画策定者 特定間伐実施者 配分計画実施者 その他()	不動産登記簿 土地課税等 受託契約 経営計画 森林整備の協定書 促進計画・配分計画	人工造林・下刈 枝打・保育間伐 間伐・更新伐 一貫作業・鳥獣防止 森林作業道	森林経営計画 適・否 特定間伐促進計画 適・否 実施権配分計画 適・否 効率的施業区域等に おける低コスト造林 ^{※1} 適・否 水源涵養機能 維持増進森林等 ^{※4} 適・否	森林経営計画 適・否 特定間伐促進計画 適・否 実施権配分計画 適・否	年齢級	適・否	点	生産林 ・ 環境林	有 ・ 無	適 ・ 否	適 ・ 否	適 ・ 否		適 ・ 否	適 ・ 否
	ha	有・無	直接 受託 代理	市町・森林所有者 森林組合等 経営計画策定者 特定間伐実施者 配分計画実施者 その他()	不動産登記簿 土地課税等 受託契約 経営計画 森林整備の協定書 促進計画・配分計画	人工造林・下刈 枝打・保育間伐 間伐・更新伐 一貫作業・鳥獣防止 森林作業道	森林経営計画 適・否 特定間伐促進計画 適・否 実施権配分計画 適・否 効率的施業区域等に おける低コスト造林 ^{※1} 適・否 水源涵養機能 維持増進森林等 ^{※4} 適・否	森林経営計画 適・否 特定間伐促進計画 適・否 実施権配分計画 適・否	年齢級	適・否	点	生産林 ・ 環境林	有 ・ 無	適 ・ 否	適 ・ 否	適 ・ 否		適 ・ 否	適 ・ 否

(注1) 各検査員が必要と認める場合は、当該検査調書を適宜修正できるものとする。

(注2) 検査者欄は署名によること。

(注3) 「特に効率的な施業が可能な区域」(効率的施業区域)又は「特定植栽の実施を促進すべき区域」(特定植栽促進区域)において行う、2,000本/ha以下の人工造林及び3回目までの下刈り

(注4) 水源涵養機能維持増進森林又は山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林